

国民健康保険 老人保健

医療費の負担額の 減額制度をご存知ですか



① 入院したときの 食事代の負担額を 減額します

国民健康保険に加入している人や、老人保健法の適用を受けている人で、市民税非課税世帯などの人が入院した場合に、食事代の標準負担額を減額する制度があります。

(表1のB、Cに該当する人は、申請が必要です)

表1 入院時の食事代の負担額

区		分	1日当たり 標準負担額
A	一般 (B、Cのいずれにも該当しない人)		780円
B	市民税非課税世帯などに属する人 (Cに該当する人は除く)	過去12か月間の入院期間が90日までの人 (長期非該当者)	650円
		過去12か月間の入院期間が90日を超える人 (長期該当者)	500円
C	市民税非課税世帯などに属する老齢福祉年金受給者 または全員の課税所得が0円の世帯に属する人		300円

申請が必要です

② 70歳以上の人の医療費の 自己負担額を減額します

国民健康保険前期高齢者 (国民健康保険に加入している70~74歳の人) や老人保健の適用を受けている人で、市民税

非課税世帯などの人の入院・外来での自己負担限度額を減額する制度があります。(表2のとおり)

表2 70歳以上の人の自己負担の上限 (月額)

区		分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯の合計)
一定以上 所得者	市民税の課税所得が124万円以上の高齢者と、 その人と同じ世帯に属する高齢者		40,200円	72,300円+ (医療費のうち、 361,500円を超えた分の1%) ただし、過去12か月間に、3回以上この 限度額に達したとき、4回目以降の限度 額は40,200円
一般	一定以上所得者・低所得者I・低所得者IIの いずれにも該当しない人		12,000円	40,200円
低所得II	市民税非課税世帯の人		8,000円	24,600円
低所得I	市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 または全員の課税所得が0円の世帯に属する人 例：年金収入のみの1人世帯では、収入額が約 65万円以下		8,000円	15,000円

申請が必要です

現在すでにこれらの減額制度を利用している人は、有効期限が7月31日(土)までとなっており、8月以降も減額の継続を希望する場合は、再度申請の手続きが必要です。

申請窓口

☎保険年金課 (市役所1階⑤番窓口)、支所・各出張所

申請に必要なもの

国民健康保険に加入している人

▶ 国民健康保険被保険者証、前期高齢者はその受給者証、認め印、長期入院該当者は病院の領収書、継続して申請する人は7月末日までの認定証

老人保健の適用を受けている人

▶ 老人保健医療受給者証、健康保険被保険者証、認め印、長期入院該当者は病院の領収書、継続して申請する人は7月末日までの認定証

問い合わせ先

☎保険年金課 ☎22-1411 (内線136)、FAX22-1398